

水道料金及び下水道使用料の改定に係る答申書【概要版】

水道料金の改定について

諮問事項 1 料金改定の考え方

- ① 将来に向けて安定した給水が続けていくためには、料金の引き上げはやむを得ない
- ② 急激な負担増とならないよう、段階的な引き上げとすること
- ③ 家計や事業活動に与える影響を考慮し、激変緩和に配慮すること
⇒税金を原資とする激変緩和の場合は、例外的かつ一時的な措置とすること
- ④ 4年間の料金算定期間は妥当である
- ⑤ 料金算定の中に資産維持費を算入すること
⇒改定率が高くなることから、激変緩和策を優先することはやむを得ない

諮問事項 2 実施日及び平均改定率

- ① 1回目を平成30年4月、2回目を平成34年4月とすることは妥当である
- ② 平成30年を17.5%、平成34年を15.0%とする段階的な引き上げは妥当である
⇒可能な限り改定率の抑制に努めること

諮問事項 3 料金体系

- ① 費用負担の客観的妥当性を確保するため、口径別料金への見直しが望ましい
⇒各口径で改定率に著しい格差が生じることがないように配慮すること
- ② 節水努力の料金への反映などのため、基本水量の廃止が望ましい
⇒少量使用者が急激な負担増とならないよう配慮すること
⇒水道を予備的に使用している大口径使用者から確実に費用回収できる仕組みを検討すること（将来課題）
- ③ 基本料金での費用回収率を高め、より経営を安定させることが望ましい
⇒生活水の低廉化や激変緩和に十分配慮したうえで、実施時期も慎重に検討すること
- ④ 従量料金の公平性を重視するうえで、逓増制の廃止が望ましい

附帯意見

- ① 水道料金の引き上げが市民に正しく理解されるよう、きめ細かな対応に努めること
- ② 今後も経営状況などを踏まえ、料金見直しの必要性を定期的に検証すること
- ③ 施設の計画的な更新、管路の耐震化、災害時における給水の仕組みづくりに努めること
- ④ 経営情報等の開示や市民とのコミュニケーションを積極的に行うこと
- ⑤ 市民の意識や要望を的確に把握し、更なるサービス向上に努めること
- ⑥ 「千歳市水道ビジョン」に掲げる理想像の実現に向けた取組を確実に実施すること

下水道使用料の改定について

諮問事項 1 使用料改定の考え方

- ① 近年の経営状況を考慮し、使用料の引き下げは妥当である
- ② 【算定期間】
平成 41 年度までの収支見通しに基づく使用料算定は妥当である
⇒算定期間が長期間となるため、途中で使用料見直しの必要性を検証すること
【算定方法】
制度改正の影響などの不確実性を考慮し、「資金収支積み上げ方式」による算定は妥当である
⇒算定方法が妥当であり、使用料も適正な水準であることを積極的に市民へ説明すること
- ③ 将来における使用料見直しの際は、原価算定に資産維持費を算入すること

諮問事項 2 実施日及び平均改定率

- ① 水道料金の引き上げに時期を合わせた使用料の引き下げは妥当である
- ② 健全な事業運営の持続性を確保しつつ、市民負担の軽減などを考慮した場合、15.0%の引き下げは妥当である

諮問事項 3 使用料体系

- ① 節水努力の使用料への反映などのため、基本水量の廃止が望ましい
⇒少量使用者とその他の使用者間での負担のバランスに配慮すること
- ② メーター口径の概念がない下水道では、使用水量の多寡による環境負荷や費用負担の格差を基本料金に反映させることが困難であることから、逓増制の維持が望ましい

附帯意見

- ① 使用料の引き下げを行う理由が市民に正しく理解されるよう、丁寧な説明に努めること
- ② 下水道機能の持続性の確保などを考慮し、管渠健全度の定期的な調査と確実な維持修繕に努めること
- ③ 経営情報等の開示や市民とのコミュニケーションを積極的に行うこと